

松山市立中学校の部活動の方針

松山市教育委員会

平成 30 年 7 月

(令和 8 年 3 月改定)

目 次

1	策定の趣旨	… 1
2	部活動の意義と留意点等	… 1
3	適切な運営のための体制整備	… 2
	(1) 部活動の活動方針の策定	
	(2) 指導・運営に係る体制の構築	
4	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 3
	(1) 適切な指導の実施	
	(2) 指導手引きの活用	
5	適切な休養日等の設定	… 4
	(1) 休養日の設定について	
	(2) 適切な活動時間について	
	(3) 大会・コンクール前の特別な期間の活動について	
6	生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	… 5
7	地域との連携等	… 5
8	学校単位で参加する大会等の見直し	… 5
9	終わりに	… 6

1 策定の趣旨

これまで学校での部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、日本のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、少子化の進展もあり、学校部活動を従前同様の体制では維持することが困難な状況も生まれている。また、専門性や意思にかかわらず教員が顧問を務めることは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。さらには、活動する生徒自身にとっても、長時間の練習によるスポーツ障害やけがの発症、燃え尽き症候群（バーンアウト）による意欲の喪失、部活動中心のゆとりのない生活等、解消すべき課題は多い。

そのような中、平成 29 年 12 月 26 日には、文部科学省により「学校における働き方改革に関する緊急対策」がまとめられ、部活動は学校の業務であるが、必ずしも教員が担う必要がないものに位置付けられた。また、平成 30 年 3 月 19 日にはスポーツ庁により、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が、平成 30 年 12 月 27 日には文化庁により、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、部活動の在り方について抜本的な改革の必要性が明らかとなった。さらに、令和 4 年 12 月には、上記のスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保を目指し、全面的に改定された。そして、令和 7 年 12 月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が新たに策定され、「改革実行期間（令和 8 年度から令和 13 年度）」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等が示された。

そこで、本市立中学校の部活動のあるべき姿を明確にし、部活動を本市の中学校生徒にとって、生涯を通してスポーツ・文化芸術活動に親しむ基盤として有意義なものとするべく、ここにその方針を示すものである。

2 部活動の意義と留意点等

部活動は、学校の教育活動の一環として行われるものであり、現在の学習指導要領では、以下のように示されている。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

（中学校学習指導要領 総則 第 1 章第 5 の 1 のウより引用）

中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域

の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。特に部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その果たしてきた教育的意義は大きい。このことを踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の活動方針の策定

- 校長は、本方針に則り、毎年度、活動時間及び休養日の設定や、その他適切な部活動の取組に関する「学校の部活動に係る活動方針」を策定すること。
- 部活動顧問は、活動日や休養日、参加予定大会の日程等を含めた年間の活動計画を作成し、校長に提出して承認を得ること。また、毎月の活動計画を作成し、校長に提出すること。なお、活動実績として、計画に変更があった場合は、必ず校長に報告すること。
- 部活動顧問は、作成した年間の活動計画を年度初めの保護者会等で周知し、保護者の理解を得ること。また、毎月の活動計画についても配布し、生徒が見通しをもって学校生活を送ることができるよう配慮すること。
- 校長は、策定した活動方針、活動計画を、学校のホームページへの掲載等により公表し、生徒及び保護者に周知すること。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置すること。
- 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員や外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、部活動開始・終了時刻の繰上げ等、活動時間を可能な範囲で教員の勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行い、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ること。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行うとともに、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行い、運用を徹底すること。
- 校長は、教員の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと。
- 校長は、生徒の競技力及び技能の向上や教員の指導への負担軽減を図るため、部活動指導員や外部指導者の配置を検討すること。
- 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うこと。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

- 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、特に以下の点について留意し、適切な指導を行うこと。

【目的と目標の設定】

- ◇ 各学校の教育目標のもと、生徒の心身の健全な成長や自主性・社会性等を高めることを目的に部活動を実施すること。
- ◇ 大会等での勝利やコンクールでの入賞等は生徒の意欲向上につながる目標となり得るが、勝利至上主義や結果優先的な考え方から過度な練習を強いる等、そのみを部活動の目的としないこと。

【心身の健康管理】

- ◇ 個々の生徒の健康、体力等の状態を事前に把握するとともに、疲労状況や精神状況を把握しながら個人差を踏まえた指導をすること。
- ◇ 生徒自身が自らの健康や体力の状態を把握し、無理なく活動に取り組むことができるよう自己管理能力の育成に努めること。

【事故防止に向けた安全管理の徹底】

- ◇ 部活動顧問及び部活動指導員の指導のもとでの活動を原則とすること。
- ◇ 天候や気温等の環境を考慮して練習内容を決定する等、熱中症の対策には十分配慮するとともに、落雷・大雨等の急激な天候の変化には、迅速な対応をすること。なお、熱中症事故防止については、別に作成している「松山市立学校 熱中症ガイドライン」に基づき、適切に対応すること。
- ◇ 活動場所の施設、設備、用具等の定期的な安全点検を行うとともに、活動前の安全確認を確実に実施し、事故を未然に防ぐこと。
- ◇ 毎年度、教員及び外部指導者等を対象とした救命救急講習を実施し、万一事故が起こった場合の迅速な対処や、医療関係者等への連絡体制を整備しておくこと。

【休息時間の設定等】

- ◇ 運動部の指導においては、練習の効果を高めるとともにスポーツ障害を未然に防ぐために、トレーニング負荷と回復のバランスを考え、給水等を含めた適切な休息時間を設定すること。
- ◇ いかなる部活動においても、長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また、望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があることから、一定の休息を取りながら進めること。
- ◇ 競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングや文化芸術における各分野の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入により、短時間でも効果が得られる指導を行うこと。

【体罰等の不適切な指導の禁止】

- ◇ 体罰や暴言等による指導及びハラスメント等の行為は、生徒の人間としての尊厳を否定するものであり、いかなる場合でも許されるものではないと認識し、誠実に指導すること。

(2) 指導手引きの活用

- 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、各競技団体等が作成した合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引きを活用し、適切な指導を実施すること。
- 部活動顧問や外部指導者等は、部活動指導者研修会等の機会を活用し、担当する部活動の運営や指導に関する知見を深め、指導者としての資質向上に努めること。

5 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、また、長時間の部活動指導による教員の負担を軽減するために、以下を基準とする。

(1) 休養日の設定について

- 学期中は、部活動ごとに週当たり2日以上休養日を設けること。
- 生徒が、部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合は、参加する活動全体を通して週当たり2日以上休養日を設けること。
- 練習や練習試合及び大会参加等で、週当たり2日以上休養日が確保できなかった場合は、休養日を他の日に振り替えるものとする。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じること。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。
- 定時退勤日及び夏季休業中の学校閉庁日には部活動を実施しないこと。

(2) 適切な活動時間について

- 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- 生徒が、部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合においても、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とすること。
- 早朝練習は行わないこと。ただし、学校の取組として体力づくり等を目的とした活動については、校長の承認の下で実施すること。

(3) 大会・コンクール前の特別な期間の活動について

- 中学校体育連盟が主催する大会（総合体育大会・新人体育大会）、または文化部の連盟等が主催するコンクールや大会前に上記の時間等を延長して活動する場合は、早くとも1か月前からとし、校長の承認の下、生徒や顧問教員にとって過度な負担とならないよう配慮すること。なお、延長した活動分については、休養日に振

り替え、十分な休養が確保できるよう留意すること。

6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 校長は、競技力等の向上以外にも、友達と楽しめたり適度な頻度で行えたりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について、学校の実情に応じて検討すること。

例 1：季節ごとに異なる競技を行う部活動

例 2：競技志向ではなくレクリエーション志向で行う部活動

例 3：文化部活動での体験教室などの活動

等

- 校長は、部員の減少等により、単一の学校で特定の競技の運動部を設けることができない場合は、複数校合同チームの編成や本市教育委員会が定める拠点校部活動要項に則り、拠点校における部活動の実施について検討すること。

7 地域との連携等

- 校長は、生徒のスポーツ・文化芸術環境の充実の観点から、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術環境整備について、学校や地域の実態に応じて検討すること。
- 校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深め、まずは休日において、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やすこと。
- 校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにすること。
- 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化芸術環境の充実を支援するというパートナーの考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと。
- 部活動の地域展開については、「松山市の地域クラブ活動の在り方等に関する方針」及び「松山市立中学校部活動地域移行推進計画」（令和 7 年 3 月策定）に則って取り組む。

8 学校単位で参加する大会等の見直し

- 部活動顧問は、教育上の意義や生徒にとって過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査すること。
- 校長は、上記を受けて年間活動計画等を確認し、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、各部の大会・コンクール等への参加を承認すること。
- 地域クラブ活動の位置付けを踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について、学校部活動から参加する場合のみならず、地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いとできることに留意すること。

9 終わりに

部活動は、本市の生徒たちの健全な成長を促す上でなくてはならないものであり、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむ素地を形成する上でも、重要な役割を占める。

学級集団の垣根を越えた同好の仲間たちとの活動は、生徒たちの日々の学校生活を充実させてくれるだけでなく、共に汗を流すことによって生まれる一体感や、目的を成し遂げることによって生まれる達成感を味わわせてくれるものであり、それらは生徒たちがいつか大人になったときに、人生を華やかに彩る素晴らしい思い出となり得るであろう。

本市は、これからも多くの生徒たちが部活動を楽しみ、貴重な経験を積んでくれることを切に願う。そのためにも、本市の教員の労を惜しまない献身的な支援によって成り立ってきた部活動の在り方を見直し、教員の多忙化解消を図るとともに、これからも生徒にとって夢と感動を与える活動となることを期待するものである。

- ※ 平成30年9月11日一部改訂
- ※ 平成31年4月16日一部改訂
- ※ 令和7年3月25日一部改訂
- ※ 令和8年3月12日一部改訂